

令和8年10月26日

関東運輸局

輸送の安全確保に関する命令を発出しました

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

令和8年6月5日、Y Cruise(株)の運航する「シーバス5」「SEA BASS ZERO」において、内部調査により機関長が受有する海技免状が失効したまま複数回にわたり旅客運送に従事していたことが判明した旨の報告がなされました。

これを受けて、令和8年6月24日、同年7月2日及び同年7月17日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶職員及び小型船舶操縦者法の違反や同社の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同法第19条第2項の規定に基づき、早急に是正措置をとらせるべく、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたので、お知らせします。

1. 発出年月日

令和8年10月26日(月)

2. 対象事業者

事業者の名称：Y Cruise 株式会社

本社の位置：神奈川県横浜市中区海岸通1-1

代表者：井上 茂

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

(1) 命令の内容

以下に掲げる措置について、令和8年11月25日(水)までに文書により報告すること。

番号	命令事項	違反点数	適用
①	船舶借入人は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条第1項に基づき、運航する船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗組ませることについて、管理体制の見直しを行い、これを確実に遵守するものとする。また、運航船舶に乗組む船舶職員は、同法第21条第1項に基づき、乗組み基準において必要とされる資格に係る有効な海技免状を受有すること。	10点	輸送の安全に関わる関係法令の違反(☆) (初違反)
②	経営トップは、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び安全	1点	経営トップの主

	管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。		体的関与なし (☆) (初違反)
③	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2点	安全統括管理者の職務・権限違反 (☆) (初違反)
④	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。	2点	運航管理者の職務・権限違反(☆) (初違反)
⑤	運航管理者は、安全管理規程第24条に基づき、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い、法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成すること。	10点	配乗計画 2基準適合違反 (☆) (初違反)
⑥	運航管理者は、安全管理規程第48条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。	2点	事故等の連絡体制の不備(☆) (初違反)
違反点数合計		27点	
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)		27点	

※輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する

【備考】

適用事項及び違反点数は、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」(令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達)別表による。

(2) 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該事業者の違反点数及び累積違反点数は、以下のとおり。

事業種別等	違反点数	累積違反点数
一般旅客定期航路事業(関東83)	27点	27点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)	(27点)	(27点)

【問い合わせ先】

本命令全般について

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 矢野、中村、清野

TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙